

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

提出者	秦野市議会議員	横 山 むらさき
同	同	小 菅 基 司
同	同	八 尋 伸 二

提案理由

秦野市特別職職員の期末手当の支給率引上げを踏まえ、市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年秦野市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表以外の部分中「100 分の 220」を「100 分の 222.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 7 年 12 月の期末手当支給率の特例）

18 令和 7 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当の支給率は、100 分の 225 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議提議案第 5 号 秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧		
(期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき議員報酬月額及びこれに 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額を加算した額に、<u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3 - 5 (略) 附 則 1 - 1 7 (略) <u>(令和 7 年 1 2 月の期末手当支給率の特例)</u> <u>1 8 令和 7 年 1 2 月 1 日を基準日とする期末手当の支給率は、</u> <u>1 0 0 分の 2 2 5 とする。</u> 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	(略)	(期末手当) 第 6 条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき議員報酬月額及びこれに 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額を加算した額に、<u>1 0 0 分の 2 2 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3 - 5 (略) 附 則 1 - 1 7 (略)	(略)
(略)			
(略)			